

第7回再発防止「岩手モデル」策定委員会会議録（概要版）

1 開催日時

開会 令和4年9月19日（月）13時00分

閉会 令和4年9月19日（月）16時50分

2 開催場所

サンセール盛岡 1階 大ホール（盛岡市志家町1-10）

3 出席委員

大塚耕太郎岩手医科大学教授、大貫隆志一般社団法人ここから未来代表理事、児美川孝一郎法政大学教授、高橋幸平朝日大学教授、南部さおり日本体育大学教授、藤田治彦藤田法律事務所弁護士、佐藤一男教育局長、高橋一佳教育次長、八重樫学教職員課総括課長、西野文香教育企画室長兼教育企画推進監、度會友哉学校教育室学校教育企画監、菊池勝彦保健体育課総括課長、木村基教職員課県立学校人事課長、熊谷治久教職員課小中学校人事課長、中村智和学校教育室高校教育課長、三浦隆学校教育室義務教育課長、千田幸喜学校教育室生徒指導課長、菊池郁聡学校教育室産業・復興教育課長、畠山剛スポーツ振興課総括課長、日向秀樹保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

欠席委員

小幡佳緒里リベルタス法律事務所弁護士、米内靖士ふるさと振興部学事振興課総括課長

4 会議の概要

（1）議事

ア 部会の検討状況等について

- ・人事管理等検討部会
- ・部活動指導者研修検討部会
- ・自殺予防教育検討部会
- ・管理職研修検討部会

イ 議事に関する御意見・御質問

（2）その他

議事ア 部会の検討状況等について

・人事管理等検討部会

【事務局】 ただいまの報告について、まずは本日御欠席の委員から事前に御意見を頂戴しているので、事務局からその説明をお願いします。

【事務局】 欠席委員からお預かりした御意見を紹介する。策定委員会の進め方にも関わることだが、本件に関する事実経過をできる限り明らかにし、明らかになった事実経過を基に理由の解明を行った上で、各部会において、さらに対応を検討する必要があると考える。なお、事実経過については、前回策定委員会の際にも申し上げたが、理由の解明、「岩手モデル」策定のためというところから厳密な意味での事実認定をするというのではなく、可能性も含め、できるだけ広く事実を拾うべきでないかと考えている。したがって、関係者への聴取等を進めていくことが先決であり、事実経過、理由の解明を進めた後、それを基に各部会において横断的な検討をすることで、「岩手モデル」の策定をしていくことが重要であると考えているという意見を頂戴している。

なお、委員からは、再度確認したいことなど多くの御意見をいただいております。このことについては今後開催を予定している外部委員の皆様が参画した理由の解明の検討作業において、他の外部委員の皆様の御意見と併せて議論させていただきたいと考えている。

【委員】 この資料を見ると、どのような考えをしていたのかということも分かってきた。事実関係のスタートが、「厳しい指導により、授業に出席できなくなった」という話でスタートするが、多分もっと先の、もっと前のことがどういうことだったのかというところをやはり確認していただいたほうがよろしいのかと思う。その方がなぜそうしたのかというのは、その前の状態というのも関係してくるので、話を聞いても出なかったのかもしれないが、そういうところが必要かと思う。その前にもいろんなヒントがあるのかもしれないなど思っている。

また、この取りまとめも本当に大変なところ、分かりやすくなっており、前より整理されたと思っているが、第三者委員会の事実認定とか確認状況、意見、これは令和3年以前のところかもしれないが、そういうところも書いたほうが分かりやすいかと思う。これは最終的に今後の理由を解明するということで、事実関係を整理したり、不足したところとか理由の分析というところになるので、そうするとあとは裁判とかで事実認定されたこと、そういうところも並べたほうが最終的に解明していくときに必要かというところがある。以前から第三者委員会が出した結論だからというところはあったのだが、今回のところで新たに解明されている考え方とか、状況の問題とか、そこの意見はそこの意見としても、やはり新たに解明した事実のところも照らし合わせながら検討していくのは十分意味があることなのではないかと思っている。この点、行政が一回出した事実をひっくり返すのは大変かもしれないが、新たにヒアリングすると分かってくる事実というのもあったりするので、

そういうところで意味が出てくるのではないかと思っている。まとめ方とか、その辺を工夫していくと、今後解明する、分析するというときに分かりやすくなっていくと思う。

もう一つは、最終的には外部の委員の皆様や、県教委の中でもこういうことがなぜ起きたのか、ここはこうすればよかったのではないか、裁判というのはあくまでその時点での聴取に照らし合わせてどうだったのかということにどうしてもなってしまうので、今この時点でのところで眺めてみて、課題やこうしていったほうがいい、そういうことを抽出していくことが最終的には防止につながるころなのではないかなと思う。

【事務局】まず、起点である平成21年、①の平成21年11月26日前の部分についても、この理由の解明の中でやっぱり必要だということになれば、当然そういう部分についても検討をしていきたいと考えている。

2点目の裁判の記録とか、第三者委員会事実認定の部分についても御意見のとおりだと思う。今回県教委が、この部会の中で進めている理由の解明というのは、第三者委員会の調査報告書の中で解明し切れなかった部分について、そこを埋めていくという意味合いもあるので、そういう第三者委員会の報告書、そして裁判とか、ほかでも認定されたような事実についても確かに組み込んでいき、事実がどうだったのかという部分について厚くしていく、それによって何が不足していたのか、どうしてなのかというところの解明の深掘りにつながっていくものと考えているので、そのようなことを外部委員との協議の場で議論しながら考えていきたい。

3点目の部分については、県教委としての考えも案として出さなければならないと思っているが、最終的に外部委員との協議の場を通じてどのように分析していったらいいのかという部分について御助言をいただきながら議論を深めていきたいと考えているので、引き続きよろしくお願ひしたい。

【委員】そのとおりだと思うのだが、平成21年度以前は、その後もちょっと不適切対応になっているということからすると、この方は何でこうなるのかというところでは、もうこの時点で過去を遡る必要も当然あるというように思う。何回かヒアリングできないか、必要があればするということが、やっぱりその前の視点もヒアリングが今継続中なので、聞いていただいたほうがよろしいのではないかと、絶対必要になる視点ではないかと、少なくともこの視点での事実認定がそういう、出席できなくなったとか、そういうこともあるので、多分その前の本人はどうだったのかとか、入職してからどうだったのかというところもあると思う。

これは最終的に防止策の上ではどういう人を探るのかとか、教師教育をどうしたらいいのかというところなので、この人の、これまでというところもやはり重要な視点かと思う。

【委員】再ヒアリングをするに際して、我々外部委員に対しても、こういう点について聞いてほしいとか、そういった要望について書き取りの形で我々に出ていると

思う。それで、私も本当に丸2日ぐらいかけて、相当入念に、ここに載っていない事実関係等も含めてかなりたくさんの方のことを書かせていただいた。今回上がってきたものを見ると、非常にふわっとした質問をして、ふわっとした回答しか返ってきていないようで、我々が一生懸命書いたものはどうなっているのかと思ったわけだが、その内容については実はきちんと聴き取りをしていて、10月、11月に協議をする際に場合によっては全て出していただけるということであるのか、その点についてお聞かせいただきたい。

【事務局】昨年度の1回目のヒアリング、聴取した際には、音声記録などを取らないで、我々がまとめたものを提供させていただいた。その際、外部委員の皆様からもそういう聴取の仕方は問題があるのではないかという御意見をいただいたところであり、そういうところも踏まえて、今回はきちんと記録に残るような形の聴取をしている。今そのやり取りの部分について、聴取の記録起こしをしている最中であり、また先ほども申し上げたが、もう少しヒアリングしなければならない対象者がいるので、それらの者のヒアリングが終わり、全ての者のヒアリングが一通り終わった後に、その聴取の記録については外部委員の皆様にご提供させていただいた上で議論させていただきたいと思っている。

【委員】もう一つの質問として、かなり詳細に質問内容について踏み込んだことを書かせていただいたが、それについては実際に質問はされているのか。

【事務局】本当に個々具体の質問を、ほかの外部委員様からもいただいたところであり、それらについては聴取の内容に盛り込んだ上で聴取はしている。ただ、人によっては相当過去の部分を聞くような形になるので、なかなかずばりと聞いた内容に対して、回答できないような部分もあったという状況と捉えている。

【委員】ということは、我々が書いたものをそのままぶつけるのではなくて、ある程度教育委員会のほうで取捨選択したり、言葉を変えたりといった形で聴取をしたという理解でよろしいか。

【事務局】基本的に複数の委員から同じような趣旨を質問されている部分については、当然まとめて質問はさせていただいたが、我々としては各委員から出てきた質問の趣旨を外さないように質問、聴取を行ったところである。

【委員】では、その質問の仕方等も含めて開示していただけるということによろしいか。

【事務局】質問の一問一答のやり取りの形の記録になろうかと思う。

【委員】承知した。

【委員】今分かれば教えていただきたいという程度のお話なのだが、例えば資料7ページ⑬、〔関係者への再ヒアリングで〕（顧問教諭の異動に関しては）もう少し手元に置いていろいろ話した方が良いのかというような思いもあったと。この手元に置いていろいろ話した方が良いのかというのは、どんな内容だったのか、どういう意味なのか。あるいは、それを何のためにこうやっているいろいろな話をしたほうがいいのかと思ったのか、今手元に記録があればちょっと教えてほしい。

【事務局】この部分は、このとおりに話されていたようで、具体的などという内容としてこういう発言をしていたのかというのは、そこまで聴き取りをしていなかったようで答えできかねる状況である。

【委員】これ以上は聞いていないとか。

【事務局】そういうことである。

【委員】こういうところはとても大事なので、これがここで、「はい、分かりました」と話を終わらせてしまうような聴き取りだと、あまり役に立たないと私は思う。自分で聴き取りをするときにも、こういう答え方をしたときには「それってどういうことか」と必ず聞き返しており、そうでないという細かいところが一番重要なので、本質がだんだん見えてこなくなってしまうと思う。ほかにもそういう箇所が多々あるので、今後聴き取りをするときには、といってもすぐにできないのかもしれないけれども、曖昧なところに関しては「それはどういうことですか」と具体的に言ってもらいたい。「こういうことですか」と確認するとか、そういうことをぜひやってほしい。聴き取りに関する要望に関して、私はそういった内容のことを相当書いたつもりなので、その結果がこれだと少し残念だなという思いがある。

【事務局】先ほども申し上げたが、聴取の記録についてはこれから取りまとめをして、外部委員の皆様と共有させていただきたいと考えており、その中で同様な部分について御指摘がある部分について突き詰めていく、確認できる部分についてはさせていただきたいと考えている。

【委員】今まで他の委員が発言されていたのと同じ考えで、以前私がお願いしたところでは、まずは被害者の御家族が疑問に思っているところを必ず確認してほしいということを申し上げた。

例えば今回資料5ページのところで⑩の〔事実関係第4回報告〕で、被害生徒及び同級生4名から聴取を行った、とある。これに対して、被害者御家族の方は、元部員2名は裁判の過程で県教委自らが行った聴き取り調査の中で、「自分は学校から調査を受けた記憶はない」そういうことを言っていると御指摘いただいた。そのとおり、12ページ⑱の〔事実関係第4回報告〕には、なお元部員の2名は平成24年の学校による聴き取り調査について覚えていない、「記憶にない」と証言した。こ

のあたり、こうしたところをちゃんと確認をしてほしいということを私は要求したが、こうした被害者の御家族が疑問に思っていることに対してしっかり項目ごとに回答をしていただきたい、その要望をしたが、いかがか。

【事務局】現時点の段階では関係者への再聴取ということで、先ほども申し上げたとおり学校の元校長、管理職、教員、あとは県教委の関係者ということで24名に聞いているという状況であり、例えば元部員の部分のところまでは分からないという状況である。それについては今の話を踏まえ、考えていきたい。

【委員】この部員本人というよりも、その聴き取り調査を行った方にしっかりと確認をしてほしい。

【事務局】聴取をした先生への聴取については、この24人にはまだ入っておらず、さっき話した今後聴取すると言った中に入っているのも、その部分についても確認はさせていただきたいと思っている。

【委員】検証作業を行う上で、必ず被害者御家族の方の思いをしっかりと確認をして尊重していただきたい。

【事務局】様々な御意見を頂戴した。まだこれは中途の状況であり、いただいた御意見を踏まえて、未聴取の部分等もあるので、今後整理していくことを、事務局のほうで対応していきたい。

・部活動指導者研修検討部会

【事務局】部会の検討状況の説明について本日御欠席の委員から御意見が寄せられているので、御報告させていただく。

【事務局】全部で5点寄せられている。1点目、これからの部活動指導に求められる方向性として3点記載されているが、その大前提に体罰、ハラスメントのない部活動指導があると思われる。体罰、ハラスメントのない部活動指導については、方向性部分にも追記して常に確認していくべきであると考えている。

2点目。1点目と同様の趣旨から、再発防止「岩手モデル」策定の趣旨を踏まえた研修についての各イメージ案についても、内容部分に体罰、ハラスメントのない部活動指導の在り方等を入れたほうがよいと考える。

3点目。この1点目、2点目を踏まえ、年に1度はより直接的な体罰、ハラスメントに関する研修を行うべきであると考えている。例えば県内外で発生した問題事案の検討、検証も含めた体罰、ハラスメント等に具体的に向き合い、考える研修の開催を検討いただきたいと思います。

4点目。効果的、実践的な研修について、集合研修では個々人の問題意識の強弱

によって研修効果に差が出やすいと思われる。体罰、ハラスメントに関する研修については、例えば1対1の面接形式による研修に加え、要点をまとめた書面、A4用紙1枚程度を熟読の上、サインをして提出を求めるなど、徹底した理解を促す方策を検討してもよいと考える。

最後、5点目。なお、研修の在り方やその内容については、人事管理等検討部会の検討結果、理由の解明チームによる事実解明結果を踏まえ、原因となった事実経過を基にさらに検討する必要もあると考える。

【委員】先ほどスポーツインテグリティの話が出てきたが、事務局として、この言葉をどのように捉えているか。

【事務局】資料ではコーチング理論、スポーツ医科学の知見を深め、その知見を生かした質の高い指導とスポーツインテグリティの維持向上ということで指導した。現在国の方針であるとか、県のガイドラインが示されている。その中においても、スポーツインテグリティという言葉も示されている。その内容としては、スポーツインテグリティの確保ということで、フェアスポーツを推進することであったり、ドーピングや違法薬物の使用、さらには暴力や体罰、各種のハラスメント、差別等の根絶を目指すということで、多様な内容が含まれているというふうに認識をしている。

【委員】おっしゃるとおり、いろんなスポーツに対して悪から守って、ちゃんとスポーツの健全性を保つことがインテグリティだと私は解釈している。その悪、ハラスメント、暴言、暴力といったことを、指導する立場の人間が行っている、これが今の実態である。従ってそれに絞った形で、ぜひいろんな研修を行うべきである、私はそう思う。付随していろんなものが出てくるが、指導者自らがスポーツに対しての悪を今やっているのだ、そんな認識が非常に必要ではないか。

それから、先ほど欠席された委員の意見にもあったように、今回の懲戒免職を受け、担当課としては何か学校現場に行って職員研修で直に県の思いを伝える、そうしたことはされたのか。あるいは、今後そうした外部の講師を招いて学校の研修を行う、これも非常に有効だと思うのだが、私は、県自ら各学校に赴いて、課長自らが足を運んで「絶対に駄目なのだ」と、こうした事案を具体的に説明して、これこそインテグリティに反するものなのだ、というあたりの研修をぜひやるべきなのではないかと、そんな思いである。

それから、今回の資料にある8月19日を期限とした部活動指導員を対象とした悉皆の研修、これはオンデマンドでやってレポートを回収したというもので認識しているがいかがか。

【事務局】そのとおりである。

【委員】まず、この部活動指導員、恐らく国が、今スポーツ庁が推進している部活

動改革の対象者となる指導者だと思うが、岩手県の場合はこの部活動指導員の選考基準、これはどんなところであるのか。お聞かせいただきたい。

【事務局】部活動指導員については、各校の実状を踏まえ、各校から県に申請があり、その中で県において認めているという状況である。

【委員】特に指導経験とか、いろんな団体のライセンスとか、そういったものは特には必要なく、各学校が推薦した者ということで良いか。

【事務局】その通りである。

【委員】承知した。実は私の地元のほうで、この部活動指導員、非常勤扱いの講師なのだが、やはり体罰を今年行っている。県のほうからも戒告という処分を受けている。今後恐らく中学校、高等学校のほうでこの部活動指導員がどんどん、どんどん増えていって、本当に大事な役割を担う、そんな立場の人間になると思う。この部活動指導員に対する指導が大変重要だと思う。あわせて、この部活動指導員のオンデマンドの指導のところ、資料8ページのところで体罰、ハラスメントの根絶、これが出てきており、さらに16ページでより具体的な内容がこのスライドで示されている。[体罰等の許されない指導と考えられるものの例]その中の③で、「パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威嚇、嫌がらせ等」とあるが、この辺りについてはより具体的な言葉、この威嚇、威圧、どんなものが人格を否定するのか、どんなものが不適切なのかというあたりもしっかりとした言葉として具体例を挙げることが私は非常に大事だと思っている。

例えば高体連のバレーボールの専門部会が出しているものなのであるが、やはり高体連に報告される体罰者の件数は、バレー専門部が最も多いということが最初に述べられていて、併せて具体的なところが記されている。指導者の選手に対する暴言、人格、人権、存在を否定する言葉、「最低」、「くず」、「キモい」、「邪魔」、「出ていけ」、「帰れ」、「死ぬ」、「てめえ」、「このやろう」、「きさま」、こうしたものは全てスポーツ指導者が使うべきではない。さらに、指導者の暴力的な振る舞い、殴る蹴るはもちろん、「おい、こら」と大声でプレイヤーを高圧的、威圧的に指導する行為、怒鳴りつける行為、具体的に示されている。実は、このバレーボール専門部が作ったこの通知文の基となったのは、バスケットボール協会が作成している、いわゆるテクニカルファウルのその文言そのままを使っている。「こうした言葉を使う指導者はもうコートに立てないのだよ」そうした強いメッセージだと私は受け止めている。具体的な言葉を、こんなところが人格否定になるのだ、こうしたところが暴力的なそうした振る舞いなのだ、その辺りをしっかりと部活動指導員、あるいは顧問にもぜひ伝えたい、伝えることが大事ではないかと、そのことを感じた。

【事務局】今委員からお話しいただいた、学校現場を訪問して直接の指導等はないのかという点に関連して若干補足させていただきたいと思う。当該顧問の懲戒処分

の後の7月4日、臨時の県立学校長会議を開催している。ここで、6月24日の懲戒処分について、教育長がコメントを発しているが、そのコメントの内容、当然その中には「岩手モデル」の策定委員会の中で様々検討をして、今後二度とこういう不祥事案が起きないようにというコメント、このコメントを説明した。また、6月15日付で再発防止に係る研修会の実施について、という通知を県立学校人事課長が各県立学校長に通知しているが、それは7月3日の御命日においてしっかり研修会、研修をなさいということ、その研修内容を7月29日に県教委に報告することという内容も示し、その後、教育長が多くの県立学校を回り、学校長と意見交換をし、その中で具体の今年の実績はどうなっているのかということ伺っているところである。もちろん部活指導に限らず、学校におけるこういう体罰等が二度と起きないようにという視点での意見交換、確認を行っているところなので、その点を補足させていただきたいと思う。

【委員】部活指導員という方に限らず、部活指導者、教員の方がやられるのも含めての研修の在り方として、特に「岩手モデル」を意識したような研修をやるというのであれば、部活動というのは単体としてそれがどうあるべき、どう指導すべきから入るのではなくて、現在の学校教育の中で部活動ってどんなものになってしまっているとか、今の日本社会のいろんなジュニアからトップアスリートまでの競技システムの中で、高校、中学の段階の部活がこんな位置づけになっているとか、そこでは部活での実績が実は指導者の評価にもなるとか、学校の評価にもなるとか、あるいは入学試験なんかのところでも、高校入試にしても、大学入試にしてもそこがすごく密接に結びついているとか、そういうところに置かれて部活って今やっているみたいな、そういう研修がすごく欲しい気がする。単体で純粋に部活だけやっていて、体罰やっていますというのではなくて、いろんなところの圧力があったり、環境があったり、しがらみがあったりということの中でやってしまっているわけではないか。だとしたら、何でやってしまっているのかという背景のところをきちんと部活指導に当たる方々には認識していただく、そういう仕組みが欲しいと思う。今日ここに部活コーチング研修のレジュメが出ているが、最初に部活動の教育的意義から始まって、次はもう指導員制度化の背景になっているわけである。サービス事項のことがあるので、最後にサービス規律の問題が出てくるが、何か順番違うのではないかというような気がする。もちろん部活に教育的意義があると思う、あるのだが、現にその部活が今の社会や学校の仕組みの中で、どんなものとして動いてしまっていて、それがもしかしたら教師たちを苦しめていることだって当然あるだろうし、子供たちを追い詰めたりしている部分があるみたいな、そのところをしっかりと前提にした上で、ではどういう指導が必要なのかということに入っていくことを、組立て考えていただくと非常にいいかと思うし、「岩手モデル」の策定委員会のところで考えるのであれば、ぜひそういう観点が欲しいと思った。

【事務局】御指摘のとおり、部活動の体罰、ハラスメント防止に関わる研修についても重きを置かなければいけないし、またそれに関わる学校全体を見ながら体罰、

ハラスメント防止に努めていかなければいけないというふうに認識をしている。また、関係の部署のみならず、横とのつながり、学校外研修、スポーツ関係団体等も含めて連携を深めていきながら、よりよいものを今後さらに検討していきたいと考えている。

【委員】まず前提として、真っ当なスポーツ指導ができる優秀な顧問がいるということは否定しない。けれども、極めて認知のゆがみを感じさせるようなタイプの方々も多くいるわけで、その方々を研修でどうにかしようとする、無駄とは言わないまでも、極めて長い時間がかかってしまうと思う。

そして、今大急ぎでしなければならないのは、2人目の犠牲者を出さないということだと思う。この研修のやり方そのものはもっとブラッシュアップしていてもいいと思うが、まず全体の構造として、他の委員からも先ほどお話があったが、暴言とは一体何なのか、暴力とは一体何なのか、体罰は何なのか、ハラスメントは何なのか、それからマルチリポートメントは何なのか、つまり何をしてはいけないのかということをお県教委として明確に網羅的に定義する必要があると思う。その上で、その内容について部活動顧問、現指導者にアナウンスする、そうしておいて一度でもそうした条項に反した、好ましくない行動を起こした人間はスポーツを指導、部活動を指導する現場から引き剥がすというルールをつくり、それを厳密に実行する、短期的にはこれぐらいやらないと次の犠牲者は防げないと思う。そういう意味で、目の前に危険があるということ意識しながらこの研修の仕組みをつくっていただきたい。

【委員】意見というか、読んだ感想的なことという、確かにこの年1回全職員を対象に研修ということ自体は、ある意味そういった意識を内外にアピールするといった意味合いでは非常に意味があると思うが、そもそも何を目的にこういったことをするのかというのはもうちょっと整理が必要かなと思いき、結局いろんな立場の方が同じ研修を受けるとなると、必然的にここで書いているような外部講師によってというようなことになると、どうしても中身的に一般的なものになってしまうのではないかと。逆に効果とかを考えるのであれば、対象を絞って、さっき個別にというような話もあったが、そういったほうがより効果という意味ではあるのかと思うわけで、この年1回の研修というのを前面に出すというよりは、幾つかある、対策の中の一つという位置づけで組み合わせて考えていくべきという印象を持った。

【事務局】研修については、この研修を実施したから全て成果が見られるということではなく、様々なケース、様々な方法を見ながら進めていって、今回は全教職員ということで位置づけたが、これまで特化した形で限られた教職員だけの研修であったので、多くの教職員に年1度は研修を受講していただきたいという考えの下、今回示したものである。委員の御意見を参考にしながら今後検討を続けていきたい。

【委員】2点ある。1点目は、率直に見ていた感想は、岩手モデルってどうなった

のかというところである。これは途中経過の報告だとは思いますが、重要な部分が抜けている中で、進んでいるというところの認識を持ちながら進めていかなければならないのではないかと見ている。度々ほかの委員の方々、県の方も繰り返すように「不幸なことを繰り返さない」というところがあるので、それが最終的にはどういう再発防止策で、最終的に部会のところはどう乗っていくか、というところなので、そっちの方向性がまだどのプログラムも当然その重要な部分が抜けているというところがあり、そこに御遺族の方や被害者の御家族の方の声もやはり組み込んでいかなければならないところなのではないかなと思っている。やはりそういうことが起きる現状の中で、前提としてなぜこういうことが起きてしまうのかという、先ほどのところでもあった、事実の解明というのものもあるだろうし、あとは求められる教師の姿勢とはそもそもどういうことなのかという、部活動といえども教育ということで私は理解しているが、そういうところで求められる基本姿勢が抜けてしまっているかと思う。遅れがちではあるが、これは各部会のところ、逆にこういうことが再発防止策の理念として重要なのだというところを、部会のほうに乗せていくという作業が残っているところがある。だから、見ると何かいろんなつらい思いをされた人のことはどうなったのかなと、眺めるとちょっとそういう感じを抱いてしまう。こういう再発防止というとき、本当に皆さんには門外漢で、申し訳ないが、医療安全とかでいうと患者取り違え事件があり、取り違え事件があったから、こういうことで防がなければならない、医療安全をしていかなければならないとか、あと産業精神保健領域だと電通裁判のような、ああいうことがあり、このような不幸なことが起きるから、もう繰り返さないという中でこのようにしていくことが必ずあるわけである。この再発防止の案として進めているのだが、そういうところがまだ抜けているので、教える内容は同じかもしれないが、教える契機がどういうことでこういうことをやっているのかというところを今後織り込んでいかなければならないと思っている。

2点目は、私も震災前から保健師の教育とかでコーチングの研修をやってきた。これは学校の先生だけではなくて、保健指導なんかも、相手に問いかけながら関係性をつくってというところでやっているのだから、最初はコーチングいいなと思って見たのだが、例えば資料11ページのところで、結局は何かコーチングの例示が勝つこと、人生の教訓みたいな、最後の落としどころ、スライドの引用がこうなってきたので、そもそもこのコーチングのコーチの語源は、馬車を意味しており、その人が望むところまで送り届けるという、そういう視点がコーチングのところの発想にあるわけで、理念的にはそのスライドでは出しているのだが、講師が子供たちの望む方向にサポートしていくのだよという、これはスポーツだからこうなるのかはよく分からないが、そういう視点を入れていかないと何か形はコーチングの話をしているのだが、指導型のアプローチに見えると感じたところである。あと資料12ページで、スポーツ指導における指導者の責任という中に、安全配慮義務具体例と書いてあるが、やはりこの再発防止という視点でいうと、本当はその人の心とか人権を守っていくというところの安全配慮義務のところ、スポーツ指導というところではあるのだが、教育者としてその子の命を守るというところでは、それが安全配

慮義務のところには当然入るところである。

よって、まだこれは途中の過程だとは思いますが、そういうふうにしてより再発防止という視点でプログラムをさらに質の高いものにしていただく必要があると思う。

【事務局】要はどんな研修にするかというのは、前提として本事案を踏まえた、本事案のようなことが二度と起こらないような、そういうことにつながる研修にしていく必要があるという点を踏まえると、理由の解明で今進めている作業について、より内容を深めて組織的な対応の問題点とか、現場の問題点、県教委の問題点、そういう部分を深めていって、明らかにして、それを各部会で今提案させていただき、こういう研修の中身に反映していけるように、連携を図りながら進めていきたいと思っている。

【事務局】安全配慮については、部活動を進める上では命または安全安心というのが大前提で行われるものである。様々な研修において、指導だけではなく、この安全面での配慮というものに重きを置きながら進めていきたい。委員からは多くの御指摘いただいたので、今後精査しこれからの対応、方向性について検討していきたい。

【事務局】本日、県スポーツ振興課から出席の委員からコメントいただきたい。

【事務局】当課では学校体育とか学校スポーツ以外のスポーツの振興全般について、県教育委員会はもちろんのこと、県体育協会をはじめとして、競技団体あるいは市町村、大学、民間、関係団体の皆さんと連携しながら健康づくりとか生きがいづくりの生涯スポーツ、あるいは障がい者のスポーツ、大きな大会、合宿誘致の地域活性みたいなものも全般にわたりまして取組を進めている。

競技力向上についても、これは大きな柱の一つであり、やはりどの分野を推進するに当たっても、このスポーツ医科学、それからインテグリティ、ここら辺は土台根幹をなすものとして認識しており、大変重要なものと考えている。具体的な取組として、青山駐在の職員が、依頼のある競技団体とか学校、企業の皆さんに直接出向き、スポーツ医科学とかインテグリティの講習会を実施させていただいたり、あるいは県体協と連携し、集合の研修としてスポーツインテグリティの研修会を実施したり、県体育協会に相談窓口等も設置したり、各競技団体の指導者の皆さんに資格の取得の支援、中央の研修に行く場合には支援をさせていただいたり、様々取り組ませていただいている。

今日の研修に関する提案についてその部分に絞って申し上げると、学校内、学校外の効果的な研修の組合せとか、受講対象者自身を増やしていくといったような大きな方向性については、大変意義があることだと感じているので、多角的な方面というか、重層的なやり方を組み合わせながらいろいろと全体的な風土とか、意義の醸成、指導力の向上といったものに効果的につなげていく必要があると考えている。実際にどうこれから進めていくかについては、いろいろとマンパワーあるいは既存

の事業実施のやり方等も考慮する必要があるとは思いますが、県教育委員会と連携しながら効果的な方法等を模索していきたいと考えている。

【委員】 ちょっと分かりにくかったかもしれないのだが、安全配慮義務のところに入心が入っていないのではということである。これは、人の命、ぶつかったとかというのはあるが、この委員会は何のためにやっているのか、あと自尊心とか、やはり子供の健やかに生きる権利とか、分かりやすく言うと心が抜けている、そこの心を大切にするというのもやはり安全配慮義務であり、指導者の責任なので、それが抜けた話になっているのではないかという趣旨である。

・自殺予防教育検討部会

【事務局】 まず、欠席されている委員からの御意見を事務局から説明いただく。

【事務局】 まず、援助希求啓発プログラム開発チームについてということで2点。1点目は、こころのサポート事業の内容や受講した生徒の反応等をお聞きしたい。2点目は、こころの相談室に設定する項目等について、より相談等をしやすくするために、設定したほうがよい項目等を児童生徒や教職員の方々からも意見をお聞きしてはいかがか。

それから研修システム策定チームについて、体罰、ハラスメント等の事実確認、設置者等への報告と組織体制の確立に関して、誰がどのように事実確認を行うか、教育委員会のどの部署に報告するか、組織的対応を具体的にどのようにするかなどについて、人事管理等検討部会の検討結果、特に理由の解明チームによる事実解明結果を踏まえて、原因となった事実経過を基に具体的に検討する必要があると考える。例えば事実確認のための聴取、特に当該教職員からの聴取を学校長等が行うのか、教育委員会において行うのかなど具体的に検討する必要があると思われる。

以上の御意見をいただいた。

【委員】 これは誰がどういうふうにして考えたのか、国の予算要望に入っているから、こういうものが出てくるのではないかという危惧はしていたのだが、どんな経緯でこれが上がったのかというのをまず教えていただきたい。

【事務局】 援助希求啓発プログラム開発チームの中から、体罰、ハラスメントに関連する児童生徒の自死事案の再発防止ということを考えると、改めていつでもSOSを出せるような体制が必要であると、そして真っ先に先生に関する事、そして部活動に関する事、いつでも学校がSOSを受け止めるような体制ができていることが絶対に必要であるということでこういった取組が出てきた。

【委員】 多分そういうことなのだろうと思うが、これは大人で例えれば、事務局の皆さんが、何か具合が悪いといったときに、知事に報告することになるような内容

で、例えば皆さんの上司に問題があるのだみたいなことを、これって上げられることなのか、というところがあって、結局これで絶対ではないというところを前提で進めていただく検討が必要で、繰り返し言っているが、子供は大人の心の段階の途上にあるので、ストレスがかかったときに回避して言えないとか、抑圧して抱え込むとか、基本的には言えなくなることのほうが、これは大人だってやはりそういう状態なので、子供の発信頼みはメインではなくサブ的なところなので、本当は周りが気づくこと、あとは子供はこの人だから話すのだという、そういう学校の先生とか、信頼してくれるような土壌があって初めて言えるかもしれないし、今回のもいい考えだなと思うかもしれないが、これで全てを賄い切れることではないので、これをやるとしてもやらないにしても、その前に基盤を整えないといけないというところがある。

もう一点は、こういう発信の仕方も、SNSとか、いろんな形で発信する人もいるとは思いますが、つらいこと、死にたいこと、そういうとても大事なことで、「どうしたの」と話しているうちに「実は」となることのほうが多く、そういう進取の気性というか、かなりつらいことを話す、話させるという土壌の中で大切に取扱って相談に乗っていくという必要がある。だから、これが万能ではないというのも一つあり、あとはそれだけ進取の気性のあることなので、しっかりした対応をしていく感じでないと危ないのではないかと。そうすると、発信させるのはいいけれども、キャッチする体制をしっかり練っていかないといけないので、発信できる情報があるので、その後の対応をどういうふうにしていくかというところが問われているのではないかと思う。

従って運用について、もともとのそれを実行する方向の体制がまずしっかりされていないといけないことと、基本的にそれ以外の普通のことをきちんとやっていたことが前提のことなのかと。その前提があるかどうかをきちんとアセスメントしていただく必要があるのではないかと思う。

24時間で対応するということが、これは本当に実現可能なものなのか。余計なことだが、そういう運用する場合のことをよく考え、それから言えない人がいたときのことにも前提に、組み込んだ上でのことではないかと思う。

【事務局】 万能ではないということについては、そのとおりと捉えている。様々な相談体制のツールの一つと考えている。相談の内容として、先生のことを話してもいいのだよ、部活動のことを話してもいいのだよということ子供たちに十分に伝えていきたいなと思っている。

さらに、土壌、ベースとなるそもそもの教員と子供たちとの信頼関係の構築、これは絶対に必要なことだと認識している。この方法のみに偏ることなく関係づくりについても大切にしていきたい。

さらに、24時間というところについては、いつも発信する、あるいはメール、情報を発信できるシステムをつくりたいと、受け付けられる体制をつくりたいということであるが、それが難しいという推進校だとか、あるいはこの後運用、試行する段階で期間を区切ったほうがいいということがあれば、今後さらに検討していかな

ければならないと考えている。

【委員】承知した。もう一つ、これって先生は燃え尽きないものか。

【事務局】燃え尽きるといのは。

【委員】例えば大体の統計では、自傷行為だけで検知される割合は少なく、それは悩みを抱えて隠しているのです、自傷行為していると伝えてくれる人もそんなに多くはない。だから、検知している割合よりも大体10%ぐらいは自傷行為しているのではないかと言われているところがあり、衝動的に死にたいと思われる方とか、悩みを抱えている御家庭の問題とか、様々な相談、対象のところかと思う。これは本当に緊急性が見えないことに対しての一つの方法ではあるかもしれないが、普段の対応のところ検知して対応したり、日頃から見守り活動をして、大変な子とかはやはり声がけしたり、そういうところも重要かと思う。

基盤の自殺対策とか、危機的などころの対応の基盤というのがないといけないし、大変な子というのはいろんなところで支える枠組みが必要になってくると思うので、運用の段階でも、大々的にアピールするかもしれないが、それよりもっと母体が大きいものがあるので、それ以外の対策が抜け落ちないようにしたほうが良いということである。

【委員】実際にうまく機能するのだろうかとか、そのときうまく機能させるための問題があると思うのだが、今はその点ではなくて、実際に機能していったとして、その先にこれの運用に関わって特に個人情報に関わるところが相当強いと思うので、運用をどうするのかということに関して質問だが、1つはこの資料2ページのその他のところで通信業務は厳格に管理するとあるので、厳格にというのはもちろん分かるのだが、曖昧過ぎて、要するに、過去の相談履歴とかも保存していくということだと思っただけだが、だったら、それは誰がアクセスして見ることができてみたい、初発のその場にきたものについては副校長が見て、校長に報告すると同時に必要などころだけなのだろうが、例えば担任の先生が気になる生徒がいたとして、ではこの生徒の相談履歴ありませんかと聞いたら見ていいのかとか、いろんなことが実は微妙なところが絡んでくるような気がする、あるいは卒業後についてもデータを保存しておくのかどうかとか、そういうことをきっちり決めないでいきなり運用だけやっていって、データだけがたまってきてすごく危険なことだと思っただけ。

さらに言うと、ここでは単体で、そういう相談履歴みたいなデータがたまっていくのだけれど、それ以外に今こども家庭庁がデジタル庁と連携しながら、ある種の子供や教育ログの一大データベースつくろうという発想がある。そこでは、学習履歴だとか、健康履歴だとか、こういう相談履歴だとか、いろんなことを全部そこに紐づけていって、子供をデータベース化しようみたいな構想があり、それについてはもちろんそれによってよくなる点というのもたくさんあるだろうが、非常に危惧

されている部分もあり、そんな簡単には進んでいない。だから、G I G Aスクールで1人1台端末ということで学習ログなんて幾らでも取れてしまう、持っているわけである。では、そういうのとこれって紐づけて使うのか、いや、紐づけたほうがより見えることだってあるかもわからない、場合によっては。だけど、では連動させて使っていいのかどうかという慎重な議論、検討というのは、始める前に本来ちゃんとしておかないとまずいのではないかという気もする。以上、1点目は単体のデータをどうするつもりか、アクセス権限等々を含めて特に過去ログ、過去のものについて。2点目は今の状況だとほかで学校の持っている生徒データとの連携がつけられるはず、リンクつけられるはずだから、そういうことも考えているのか、以上である。

【事務局】これをスタート、考えたときにも、様々話題等が出たところある。相談内容については、しっかりと管理しなければならないということはそのとおりであり、保存等についても年限を定めてやらなければならないということも話に出たところである。他とのリンクというのは、これまでは話題になっていなかったところであり、この相談であったことについては、学校に必ずいる担当者に面談等、見通しを確認する、あるいは管理職のところでは先生に関することなどは対応する、そんなところの段階でいた。今後十分に議論が必要だとお話いただいたので、様々な視点、観点から確認を進めていきたいと思う。

【委員】今年から試行されるわけではないか。これはデータが残っているわけではないか、だから、早急に最低限のことを決めないと、それは本当に不安で仕方がないのではないかという気がする。

【委員】県教委にはITのチームがあるか。

【事務局】ITチームはある。

【委員】では、まずそこに相談してみてもどうか。マイクロソフトのフォームスを使って相談内容が書いてあるが、データを多分マイクロソフトのサーバーを使うことになる。その辺のセキュリティーの確保の仕組みをまず相談したらいいと思う。それで、もしどうしても始めるといふのであれば、紙ベースでトライしたほうがいいと思う。もう絶対一個でもデータは残さないほうがいいと思う。それで運用が問題なくいくというのだったら電子化をしていけばいいと思う。

ただし、いろんな理由からこの仕組みはやめたほうがいいと思う。子供のメンタルヘルスの問題を教員がアセスメントできるかといったら絶対無理である。絶対と言っていい。ただでさえ忙しくてひいひい言っている先生たちに、そんな仕事まで押しつけるというのは苛酷過ぎる。この仕組みを使って別なことをしたらいいと思う。これは、第二の犠牲者を出さないためにやっている仕組みなので、それに役立つような仕組みに変えたらいいと思う。この仕組みを使って、学校教員の暴言とか、

暴力とかに関する届出窓口にするべきである。そして、その情報を県教委の特定の窓口で受け付けて、受け付けた情報に関しては外部の人間がそのことについて事実確認や判断をしていく、そしてそのことを全県、基本的に全県公表するという仕組みにしていく。こうしていけば学校の中から速やかに暴力行為を排除していけるようになる。これは実際、今熊本でやっているのだから、参考にして欲しい、ウェブを見れば分かる。

【事務局】 推進校について、試行をやり始めたところであり、早急に今のようなことを話しながら、今後の対応について検討して、ITの担当の者からも情報をいただき、あとは窓口を一本化するということも含めて対応していきたいと思う。

【委員】 純粋な質問だが、この1人1台端末については、現状県立学校では、例えば教室外とか家庭への持ち帰りというのは認められる運用になっているのか、あとこころの相談室というの、もしこれをやるとして、調査報告書の提言の中では友達にはSOSが出ていたけれども、それが教員には伝えられなかったという指摘があるのだが、今回の運用を見るとあくまであなたの、本人の悩みの受け付けということなので、選択肢としては例えば友人でこういう悩みの子がいるといったものを寄せるというような考え方もあると思うのだが、今回そういうことまでは含めていないというのは何か理由があるのか、以上2点の質問である。

【事務局】 1人1台端末の持ち帰り等は認められている。さらに、友達のSOSについても、様々な相談内容ということで取り扱いたいと思ってこの項目を設定したところである。

【委員】 2つ目のほうは、もしそういう趣旨であればもうちょっと記載方法等は工夫していただきたいと思う。

【委員】 私も先程の委員の意見に全面的に賛成である。というのは、自殺予防教育検討部会報告の2ページのところで、1人1台端末を利用した個別対応というところだが、そこに「先生のこと」という回答があった場合、(2)体罰、ハラスメント等の事実確認ということで、被害児童生徒、目撃者等からの聴き取りによって事実の確認をすると、該当教職員からの聴き取りにより事実を確認するという、そこで事実を客観的に記録する、という手順が書かれているが、実際に本県において、これはA高の事案のほうだが、理由の解明のところの2ページのところを見ていただくといいと思うが、要するに被害生徒の側からこういった暴力、暴言があったという申立てがあったにもかかわらず、本人に確認したところ「やっていません」と言われたので、やっていないと言われれば、学校内だけで調べるというのは限界があったと言っている。だから、このシステムでは恐らくこういった訴えがあったとしても、学校内だけで解決させるというのは不可能であると思う。

【事務局】過去のこういった事実確認をもとに再発防止を徹底しなければならないので、今後検討したいと思う。

【事務局】本日は県の保健福祉部障がい保健福祉課のほうからも委員が出席しているので発言いただきたい。

【事務局】ちょっと大きな話になるが、今、国の自殺対策大綱の見直し、更新時期になっており、国でパブリックコメント等もやっているが、やはり児童生徒を含む若者の方が亡くなる数が増加傾向にあるということもあり、重点事項の柱の一つに若者、それから女性も含めてということになるかと思う。

県では、国の大綱を受け、自殺防止のアクションプランを改定していくことになると思うが、やはりどういうことができるのか、あるいは誰と連携して、どこがどういう対応をしていくのかというところが問われるのではないかと考えている。最近の若者の自殺の原因、動機別では、これは残念ながら学校生活の問題が要因となっているというところが多い傾向である。

保健福祉部としては、やはり教育部門との連携であるとか、あるいは保健福祉部門にいる保健師との連携だとか、相談機関との連携というところが重要かと思っており、そういう多様なチャンネルだったり、あるいは生徒自身が相談先を知っている、あるいはお知らせするというところについてもやっていかなければいけないかと思っている。

今回のこの委員会の中で感じたこととしては、やはり未然防止と早期発見、早期対応、それから再発防止というところがキーになるのではないかと思う。未然防止は、先ほど学校関係での要因というところが多いという話もしたが、やはり学校だったり部活動の在り方というところも重要で、複数の委員の皆様がおっしゃったとおり周りが気づいてあげること、それはほかの生徒だったり、ほかの教員の方だったりというところも重要かと思うし、それを発見したときにどこにつなげるのか、誰が対応するのかという部分も一つの視点になるかと思う。連携した取組というのが重要になるかと思うので、保健福祉部としてもいろいろ話を聞きながら、あるいは連携した取組を進めていくように努めていきたいと思う。

・管理職研修検討部会

【事務局】はじめにこの件についても、欠席されている委員からの意見を事務局から説明いただく。

【事務局】1点目、管理職において教員による児童生徒に対する不適切な言動や体罰等についての適切な評価、対応力を高めることは重要であると思うが、管理職が単独でこれら进行评估し、対応するというのは好ましくないと考える。単独での評価、対応は、複数で行う場合よりも誤解や偏りが生じる可能性が高くなると思われるからである。むしろ正確な事実認識、適切な評価、対応、的確な情報共有というのは、

学校、教育委員会が共同で行うべきものであり、管理職に対しても単独で行うのではなく、共同で行うべきものであることを理解してもらうような働きかけが重要なのではないかと思う。

2点目、今後の研修内容について、各校宛てに発出された主要な通知文書等に関する内容、解釈を共通、徹底するための解説的なものを開催することも必要かと思う。本県の事実経過において、平成29年12月11日付、保体課と高体連発出の「部活動における体罰根絶に向けた取組の徹底について」という文書が出されているが、これに関して体罰事案が発生した場合という部分を当該校においてと解釈し、前任校における体罰は対象になっていないと捉えた可能性を指摘することができるかと思われる。そのように、重要な通知文書等について、管理職により解釈が異なるようであれば通知を出した意味が減じられてしまう。このようなことが起こらないよう統一的な理解を促す意味でも、主要な通知文書等に関する内容解釈を説明的に行う研修の開催を継続的に行う必要があると思う。

3点目、研修の実効性の高め方について、教員による児童生徒に対する不適切な言動や体罰等についての適切な評価、対応等を管理職が単独で行うというのではなく、共同で行うべきものであることを理解していく上でも、各校で問題あると認識している事案等を検討課題としてグループ討議をするような研修会、集合型研修というよりはグループ討議型の研修を、例えば隔月で開催するなどを検討してもよいと考える。

【委員】研修についても、先ほど話したように重要な部分が抜け落ちている中での教育というところで、後で変えなければならぬところだが、ヒアリングのところでも現場では限界があるのはちょっとだけ浮かび上がっている。言動がそうだとはいったけれども、本人が否定しているからとか、本当は管理職のところと、あともっと広いところで学校外の支援として適切かという審議会をつくって評価しなければならぬというのがないと、管理者単体の責任でやるできないような案件もあるのではないかと思う。その辺で、1点は管理職というのが責任は担っているが、それでも難しい、限界というのが浮かび上がることにはなると思うので、そういう外部評価みたいなどころとかがないと、幾ら教育をしても限界が出てくるかと、外枠の仕組みも考えなければならぬと感じる。

もう一点は、言えない子はどうするのかという問題をさっきからずっと話していて、言えない子、あと特別学級の子とかも言えない可能性がある。だから訴えないと始まらないのか、客観的に把握をしなければならぬのかというところの問題に踏み込んで教育しなければならぬので、やはりそういう子もいて、学校ではこの子たちを守らなければいけないという、それが安全配慮のところ、そういうところが研修の具体的な項目として入らなければならぬかと思う。これは、最終的に岩手モデルのところでも重要な視点というのは落とし込まれる必要があると思っている。問題がある先生というのは、先生自身は問題ないと考えている、ただし現場で見る生徒なり周りの先生は問題があるなど感じている。このとき責任者はどうするのかというのはやはりコンフリクトマネジメントになる。だから、理念上は指標とか、

マネジメント力ということだったが、やはりコンフリクトマネジメントみたいな能力がちよっとないと難しいのかと、対立する意見があるわけだから、これをどう扱うかというところになるのかと。別に今回の研修会が何かいい悪いというのではなくて、運用上のアセスメントをどうするのかというところで、学校のそれぞれの先生や管理職がどういうふうにあセスメントするか、もちろん生徒、保護者がどう感じるかというのも客観的な評価ではあると思うのだが、そういうところも含めて運用上のアセスメント力、これも仕組みとしてつくらなければならないところである。よって全部が管理職の質として問われるところではなく、まあ管理職の理念はあるところだが、運用の問題と、あとは管理職ではどうしようもできない問題も浮かび上がるので、そこら辺をどうするのか、これが実は根本的には大事なところである。そこを幾ら教えても、そこで乗り越えられない課題が既に分かっているところなので、それをクリアできればもちろん自浄能力があるということになるし、それがクリアできないということは自浄能力が教育関係にないと問われることになってしまうので、ここは実はとても大事なところだと思っている。そういうところで管理職の研修はもっと大枠で仕組みも考えていかないといけないかなと思う。

これは繰り返し言っているが、例えば医療現場での不適切な対応、医療機関での事件とかあるが、そういうところから患者の人権を守るとか、そういうことで医療の審査会をつくるとか、そういう歴史があるので、教育現場でもその学校で起きたところの問題を外部評価としてどうするかというところも落とし込んでいく必要があると思う。もう一つは報告義務、マネジメントのところについて、こういう問題の検知能力とか、それをどう扱うかというところがある。これは多分分らないが、教育委員会なんかは、報告が少ないほうがいい学校だと思えるかもしれないが、本来はいっぱい困難な問題はあると思うので、いっぱい報告が上がってくるほうが本当はいい、透明性がある学校なのではないかということがある。だから、マネジメント力なのか、そんな中で、やはり開かれた学校であったりとか、そういうクリーンな学校であったりとか、そういうところの資質も問われているかと思う。

【事務局】 外部評価については、先ほどの委員からもいろいろお話しいただき、今回実施する校長の研修については、まず学校において何をしてはいけないのかと、これが駄目だというところがやはり校長先生によってばらつきがあるのではないかという認識を持っている。そこをまず、ある程度統一したものにしたいて考えており、それをやった上で、さらに外部評価の可能性、できるかどうかということも含めてそこは検討したいと考えている。

あと、先ほど熊本の例が委員より御紹介あったので、そういったことも含めて少し研究したい。

あと、学校現場から実際に体罰とかハラスメントの情報をどれだけ管理職が得ることができるかというところは非常に鍵を握っている部分ではないかと、先ほど子供たちからの訴えがなければ把握できないのかというお話もいただいたが、そうではなくて常日頃からそういった不適切な言動等に非常に感度高く対応できる管理職でなければならないと考えているので、そういった仕組みづくりについても考えた

い。これは、管理職研修というよりは、むしろ人事管理等検討部会方法の検討チームの所掌ではないかと考えているので、そういった部会とも連携しながら考えていきたい。

【委員】この管理職に関する研修について、様々なガイドラインとか法令等を全部まとめて、合法的にそれぞれの仕組みを学ぶというのはとても大事なことで、ぜひやっていただきたい。

その上で、もう一つその要素に加えて、被害者から学ぶということをぜひやっていただきたい。学校管理職は、被害者の生の声をきちんと聞くべきだと思う。

様々な通知文の中に、例えば子供の自殺が起きたときの背景調査の指針なんかを見ていくと、遺族の何があったのかを知りたいという気持ちに込める、とあるが、何があったか知りたいということで、この言い方だけでは理解できないと思う。遺族が何を言うかということ、自分の子供が何に苦しんで、そして最後に死んでしまったのかということ、ビデオの1コマ1コマを送って確認するようにして知りたい、このリアリティーは当事者からしか出てこない。

それから、遺族に寄り添うみたいなこともたくさんいろいろな行政文書の中に出てくるが、寄り添うって一体何なのかと聞かれたときに、皆さんは多分リアルにお答えになれないのではないかと。結果として、事後対応においては寄り添っていない対応をしてしまうために、余計にスタート時点から関係がこじれているということがどこでも判を押したように生まれてしまっている。

被害者御家族様や御遺族様たちがいらっしゃるが、この方たちからだけでも相当な量の学びが得られると思う。そういうことをぜひやっていただきたい。そうでないと、事後対応で、子供を失った上に、あるいは子供の将来のことを考えた上に、さらに傷つけられたという筆舌に尽くしがたい苦痛を味わうと思うので、そこからぜひ学んでいただきたいと思う。

関連して、理由の解明の年表のようなものが重大事案発生のところまで止まっている。この後をぜひ調べていただきたい。事後対応をどのようにやってきたのかということで、最低でも第三者委員会が立ち会うそのタイミングぐらいまでの、誰がどこでどんなことを言ったのか、遺族の要望に対してどう応えていったのか、どう応えなかったのか、それはなぜかということ、これをぜひ調べてほしい。そして、次の真っ当な事後対応につなげてほしいと思う。

【事務局】今委員が、その事後の部分、先ほども報告の中での事前の部分についてもお話があったので、まず理由の解明、今後の方向の検討のほうにこの理由の解明が終われば、引き継いでいくので、そこにつなげていく部分に関しては委員と協議しながら進めていきたい。

議事イ 議事に関する御意見・御質問

【事務局】御遺族様と被害生徒御家族様から策定委員会への御意見・御質問を頂戴

したいと思う。まず初めに、御遺族様からお願いしたい。

【御遺族（父）】今回は事前に資料が届き、多分委員の皆様も事前に目を通されたので、結構活発な意見がいろいろ出たのではないかと思う。次回以降についても、このような形で進行できればと思うので、よろしくお願いしたい。

多岐にわたっているので、この理由の解明、状況は明記されているが、ではなぜというところがこれからだと思うのだけれども、限界があるというのは自ら放棄しているような状況なので、もしかするとこのまま県教委マターで再発防止を策定しても、また起きるような感じがする。現役の教師がそうおっしゃっているのも、もう多分現場では無理だということがいろいろ記載もされているし、もしかするとそうなのかなど。校長にやる気がなければ何も施しができないというような記載内容だと思うので、そういったところについても、ではなぜなのか、がなかなか明記するのも難しいかも分からないけれども、7月3日以降、当時のC校長が私の家に来て弔問して、いろいろ隠蔽工作を図り、あとマスコミに対しては指導に問題はなかったと言い切るわけだが、実際はものすごく問題だったと思うので、隠蔽しなければならなかったのはなぜか、ということについてもきっちり解明していかないと、また次のトップの方々、次の何らかの人事をつかさどるの方々によって、またゆがめたりとか、そういったことが起きかねないと思うので、全てなぜ、何というものについてその辺りを明確にしていていただきたいと思う。第三者委員会が立ち上がったからも、顧問教諭はそのまま教職に就いたまま、子供たちの発言を隠蔽させて、学校自体ではもう終わった話だというふうに進めてきているので、そうしようとしたのはなぜか、何か人事考課に影響があるのか、誰からか指図をされて隠蔽しているのか、そういったこともきっちり突き詰めていくべきと思っている。これが途中だと思うし、次回以降もいろいろ調査は延長すると思うので、また引き続き細部にわたり、よろしく願いできればと思う。

あと、自殺予防についても、うちの息子は学校のアンケートに対して、学校で危険な場所があるというふうにSOSを出したらしいが、それについて担任の教諭も何ら反応することなく、学校でも問題に、話題にもならなかったようで、ではそれはなぜか、問題にしようとしなかったのか、本当にヒューマンエラーで忘れたのか、もし何らか隠蔽を図るようなことであれば、この仕組みが出来上がったとしても同じ結果になると思う。問題を起こしてもらっては困るのだよという学校の姿勢であれば、多分うやむやにしていくと思うので、その辺もきっちり当時の状況も解明していただきたいと思う。

最後の管理職についても同じで、学校長も多分こういったことを皆さん御存じだと思う。多分今さらだと思うし、研修自体はずっと過去からいろんな研修制度があったと思うので、ほぼほぼ教育者の方々、多分95%、96%の方々みんな全うで、真面目で、こういったことも皆さん遵守しながら教育現場で一生懸命汗を流されていると思うが、一部のこういう学校長であったり、一部の指導者がこういったような事案を起こしているということが現状だと思うので、この研修で学び切れない、またはこの研修で何らかそぐわない状態だとか、例えば終わって試験をやって落ちた

りだとか、そういう方については何らか排除したりとか、そういったような仕組み、方策、フレームワークがないと、研修をやりました、受講率何%でした、終わりということで、いつの間にかまた風化すると思うので、そういったところも再発防止の施策として、できなかつたらどうなるのだということもきっちり明確にして、明示してあげることによってスキルも向上していくし、スキルが身につかない方は致し方ないけれども、御退場いただくしかないと思うので、ちょっとそういったところもきっちり明確にさせていただくようお願いしたい。

【御遺族（母）】 ちょっとお願いがあるが、この「自殺」という言葉は、私たちにはずごくこたえてしまう、毎回、毎回。なので、せめて「自死」にさせていただけたらと思う、毎回策定委員会が終わって自殺と遺族という言葉にいっぱいいっぱいになってしまって、策定委員会、次回が始まる1週間ぐらいはその気持ちになったままの思いでいっぱいになる。これは私たち遺族にしか分からないことだと思うので、よかったらお願いしたい。

それと、ヒアリングの資料に関しては私たちも関わりがあることなのだが、この「岩手モデル」の件に関しては息子のことも被害者さんのところも何かやはりさっき委員がおっしゃったように、ないがしろになっているというか、それであれば私たちは来る意味があるのかなというふうに思っている。何だったら、もし今後盛り込まれないのであれば、私たち1部と2部に分けていただいて、1部だけで終了でもいいのではないかなと思うくらい何も響かない感じになっている。どうしても私たちは部活に関係のある子供もいないのに岩手に来てこれを聞かされるわけで、ちょっとつらい現実というか、要因の一つになっている。

それと、前々回までは傍聴者の意見というのを聞いていただけたと思うのだが、なぜ前回と今回はそこはないのか。聞いていただけて、委員の中で話し合われるよりは、一般の方たちの意見も入ったほうがよりよいものになると思が、それは時間の都合でないのか、それとも辛辣な意見も多かったので、そういうことで聞きたくないということなのかなとも思ってしまうのだが、いかがか。

【事務局】 なぜなのかということをしっかり追及すべきというところ、そして資料にも明記すべきというところはそのとおりだと思う。例えば現場ではこれ以上無理というような確かに発言はされたが、客観的に見て、では足りない部分は何だったのかとか、本当に現場でやることを全てやったのかということも含めて、今後よくよく確認して、不足した点ということで後には整理していくことになろうかと思う。なぜなぜということについては、とにかくできるだけ追及できるところを追及していくという姿勢で臨んでいきたいと思う。

自殺ではなくて自死とされたいということについては、御遺族の御心情からしてもそういうお話というのはあるのだろうと理解する。我々としてそこをどういうふうに整理できるか、持ち帰り検討させていただく。

御遺族様のこの会において必ずしも全て御出席ということがどうなのか、という御意見について、進行方法等について、追ってまた御相談させていただきたい。「岩

手モデル」自体は、第三者委員会の提言に基づいて、二度とこういう事案を起こしてはならないということで、主体的に県教委が取り組むべきとして提案があったものを、それを受けて、本来であれば県教委が主体的に策定すべきものと思っているが、そこは県教委のみではよろしくないだろうということで外部の委員の皆様に入ってください、御遺族、被害者の皆様にも臨席いただき、つくっていこうというふうに動き出して今までやってきたもので、ただ配慮が足りないとすればその点を今後どうしていくかということについては考えさせていただきたいと思う。

傍聴者の意見ということについて、今申し上げたとおりこの委員会の性格としては、本来主体的に我々がつくるべきものであり、そこには専門家、それから御遺族、被害者の皆様の意見をしっかり取り入れつつ対応することなので、あくまで現時点で広く県民の皆様から御意見をいただきながらということろまで想定したのではないということ。前々回、御出席の皆様の方からの発言ということにもなったが、原則的にはこの会議のメンバーで進行させていただくという方向でお願いしたいと考えているところである。

【御遺族（母）】では、意見という形で質問ではなかったと思うので、帰りにアンケート用紙か何かに書いていただいで、それを次回私たちに配っていただくとかいう配慮はしていただきたい。

【事務局】考えさせていただきたい。そこは承知した。

【御遺族代理人弁護士】理由の解明のところ、当時の校長が私の認識では3回にわたってマスコミに対して、問題はなかったというふうに公言している。そして、教育長は議会での質問でも、問題はなかったというふうに公言している。指導に問題はなかったと公言している。

この辺の解明がないと、校長研修だとか、管理職研修という話をされても、恐らく御遺族は、あれはどういう関係になるんだっけというふうになってしまうと思う。他の委員の皆さんからも質問すべき事項について要望が出ているということなので、この辺はもう多分入っているとは思いますが、教育長が先頭に立って問題なかったと当時おっしゃっているわけだから、しかも議会で、この解明は極めて重要で、全ての問題に影響してくると思うので、ぜひよろしくお願ひしたい。

もう1点、被害者様のほうに立ち行って申し訳ないが、控訴審判決に至るまでの間に過去の部員とか、A高事案で問題があった事件の後輩の人が、暴力と暴言の日々であったという詳しい陳述書が出ている、これは何度もこの場で申し上げているが、そしてそれを受けて高裁は一審よりも極めて厳しい内容の判決を言い渡している。それを踏まえて当時の校長、教育長はどのように考えたのか、何を見ているのか、過去のこの問題教員の発言、弁明がうそだったとか、そういうことも全て解明できたはずなのだが、それをやらなかったのはなぜなのか、そこまで立ち入って調べていただきたいと思う。

【事務局】この管理職研修について、まさに実効性の問題ではないかなと考えている。したがって、どういう方策を取れば実効性が上がる研修になるかどうか、ただ研修をやればよいというものでももちろんないと考えているので、今後の実効性が生まれるための方策については今後部会のほうでしっかり検討していきたいと考えている。

【被害者】この委員会の運営について申し上げたいことが3点ほど、以前から申し上げているが、ここはディスカッションの場であるから、この配付されている資料はもう事前に我々全員が皆さん目を通してのことなので、ページをめくりながら文章を読み上げるということ、このスタイルはもうやめていただきたい、皆さんはそういう会議しているかもしれないが、全く時間の無駄である。

もう一点、ここに御出席でない委員からの意見を読み上げるということもされていたが、これこそ文書で配付すればいいので、全く時間の無駄であるため、次回からはそのようにやっていただきたい。それから、我々はここに感想を述べに来ているわけではない。我々が体験したことを皆さんに伝えたい、何とかこれを生かしてほしい。従って最後に感想を述べるのではなくて、議題ごとに我々の意見が述べられるような、そういうスタイルにぜひ次回からは変えていただきたい。

それから最後に、御遺族のお母様からもお話あったが、会場の皆さんの意見を聞かないという運営については全く容認できない。そもそも教育委員会制度というのは、教育の自主、独立性を守るために首長から独立した行政組織と、これは文科省でも述べられているとおり、専門家のみが担うのではなくて、広く住民の意向を踏まえて行われるべきだと思う。皆さんがやっているのは、レイマンコントロールそのものではないか。もちろん第一義的には被害者、遺族の意向に添うものであっていただきたいと思うが、今後の岩手県の子供たちにこれが役立つものとなるためには、県民の意見を聞かないでどうするのか。それとも公聴会を別にやるか。ぜひここで私の意見を最後に、ここにおいでになっている県民の皆さんからもお聞きしたいと思っているので、よろしく願いしたい。

またちょっと確認したいのは、元顧問の処分についてである。何でこれほどの時間を要したのか、到底納得できる説明がない。これ処分理由に挙げているものだが、これはB高事案発生後の調査、あるいは第三者委員の調査でもう既に判明していることである。前任校赴任時まで遡って調査しているので、時間がかかるという説明であったが、ではその調査結果はどこにあるのか。

【事務局】ディスカッションの場であるということについては、再三お話しさせていただいており、我々とすれば今回相当程度事前に資料をご配付しながらも、必要な事項は説明させていただき、できれば実りある意見交換にしたいということで取り組んできたものなので、現時点ではこういう方法がよろしいのではないかと内部で検討して進めてきたところである。

出席されていない方の文書を配付すればそれでいいのではないかとということについては、我々とすればできれば全委員の皆さんから、本当はオンラインでも出ていた

だいて、生の声をお聞かせいただきたいという気持ちで対応しているので、そこは代わって発言、説明させていただくということである。

まとめて発言するのではなく、その機会、機会でということについて、これまでも何度かそういうパターンでやらせていただいたが、前は多分まとめてだったと思うので、そこは検討させていただきたい。その会、その会のテーマにもよるのではないかと思うので、一律にこうであるべきということはちょっと申し上げられないかと思う。

それから、会場の皆様の意見を聞かないというお話しをいただいたが、繰り返しになるが、この場は「岩手モデル」の策定に当たっての専門的、技術的、それから被害者様、御遺族様の意見をベースにした一定の限られた時間内で進めるための会であるので、もちろん傍聴については認めさせていただいているところであり、マスコミ、報道関係者の方にも入っていただいているが、そこは我々としてはそういう場であるということをお理解いただきたいと思う。

【事務局】 処分について時間を要した点に関して、これは前回お話しさせていただいた部分であり、第三者委員会の調査報告書にも確かに非違行為というか、不適切な行為があったということが記述されている。我々としても、処分権者として改めてどういうことがあったのかということを確認しなければならないということで、前任校に遡って調査を進めていったところである。かなりの人数であったため、かなりの時間を要してしまったというであり、その部分については大変申し訳なく思っているところである。

あと、その処分の部分のヒアリング等の詳細な部分については、これは人事管理処分に関する不利益、処分に関する情報であるため、これについては基本的に公開はできないということになっているので、その点については御理解いただきたい。

【被害者】 もう1点、この懲戒免職に関わることで、この懲戒免職処分はもう当然だとして、最大の問題は元顧問からの聴き取りが大変実現困難になったということである。県職員として在職中にこの委員会の聴き取りに応じるようにと、そういう処分命令を出していただきたいと再三私のほうからも申し上げたが、なぜ出されなかったのか。私は、これは県教委の重大な不作為だと思っている。この事案の根幹に関わる聴き取りになるはずなのだが、いかがか。

【事務局】 元顧問教諭の意見陳述に対する意向については、これまでも代理人の弁護士を通じて確認してきたところだが、前回もお話ししたとおり理由を含めて回答できないということであり、第6回の委員会の際にも被害生徒の御家族様からそういった御要望が出された。これについても代理人の弁護士を通じて元顧問教諭に伝えただけでも、現時点では回答がないということである。今後御意見等についても代理人弁護士を通じて元顧問教諭へ伝えるよう努めていきたいと考えている。

【被害者】 私がお尋ねしているのは、なぜ職務命令として出さなかったのかと聞い

ているわけである。

【事務局】なぜ職務命令として出さなかったのかということについて、いずれ顧問教諭は懲戒処分の対象となり得る者ということで、あえて弁護士をつけて対応してきているというところであり、それを職務命令ということで多くの皆様がいる中で陳述しなさいと申しても、なかなかそれは受け入れないであろうということも踏まえ、顧問教諭にはこういう意見がこの場に出されているということを伝えてきてはいるが、命令としてこの場に出なさいということを発表するという状況にはなかったものと我々は考えている。

【被害者】答えになっていると思わないが、先に進ませていただく。処分理由について、こういった言動があった場合には退職処分になるということで理解してよろしいのか。そうすると、我々が配布した資料2枚目の小学校1年生の男の子、今も学校に行けない状態にあるというふうに聞いているが、なぜこの女性教員は停職2ヶ月なのか。しかもこの女性教諭と校長は、結局依願退職という形で退職金をもらって辞めたと聞いているが、これは間違いないか。もしそうであるとしたら、結局退職金だけはしっかりもらって、退職することで在職中の行為に対する責任追及を逃れようとしたというふうにしか見えない。さらにA高事案について言えば、もうこの時点で不適切な言動は多かった、何人の生徒に暴力を振るっているということが明らかになっているにもかかわらず何で減給10分の1、1ヶ月なのか。あまりにも整合性のない、一貫性のない処分の在り方というのが到底理解できない。これでは、処分されるほうもたまったものではないと思うのだが、いかがか。

【事務局】個々の不祥事案、教職員の非違行為については、個々の事案ごとにどのようなことがあったのかということを実際確認した上で、その量定について決定していくということになる。これは、前任校というか、今回の事案だけではなくて、過去の事案などの積み重ねもあり、そういうもののバランスもはかりながら、総合的に教育委員会として検討した結果、このような処分になったというものである。

【被害者】私としては、回答として思えないのだが、もう1つ、処分に相当する行為の者を限定していることの説明がいまだに明確にされていない。これ以後の、仙台高裁の後輩部員たちが、ビンタを繰り返される、髪の毛をつかんで壁に頭を押しつけられる、1人のマネージャーに至っては30分以上ビンタを受け続けたと、これに対する処分はどうするのか。

【事務局】それは、今回のこのモデルの事案というふうに理解しており、その部分についても調査した結果としてこのような形で整理したというものである。

【被害者】私が今話したのは、この期間以後の話なのである。A高事案の処分に該当する期間以後に、後輩部員たちに対してとんでもない暴力が行われていたが、そ

れに対する処分はどうするのか。

【事務局】今回6月24日のこの処分を検討する中で、その部分も含めて調査した結果としてこのような形で処分とさせていただいたということである。

【被害者】これは大変に失礼だが、何でこういうとんでも処分が繰り返されるのか、処分権者は自分たちだと皆さん繰り返しておっしゃっておられるが、そのこと自体に原因があると、そのこと自体が間違っているとしか私には思えない。もしこういった処分について、適正なものをつくり上げると、今後A高、B高事案のようなものを起こさせないということであれば、処分をどうするかということについても、このモデルの中できちんと話し合われるべきだと私は考えている。

それから、もう一点、部活指導、指導者検討部会ということで、ここに書かれていることはもう全てもっともで、このとおりに行われていけば何の問題もない。問題は、このとおりに行われていないものがあまりに多過ぎる。先月8月の末に、ある高校生の女の子が「足が痛い」と言って私のところに来た。「お尻から太ももの裏が痛い、ちゃんと座ってられないのです、痛くて」と言うわけである。だから、「部活を休みなさい」と、「2週間部活を休んでからまたちょっと診察に来てください」とこちらから話したわけだが、高校生は「顧問に言えない」と。顧問は「立っただけでいいから部活に出ておいで」と言う。私は親にも話した。「部活より体のほうが大事なだから、医者から休むように言われたと、それを伝えなさい」と。でも言えないと。その前にも、1年か2年ぐらい前、同じ高校かどうか分からないが、ある部活動の女の子が「肩が痛い」と。どういういきさつでなったのか分からないが、顧問から「1,000球投げろ」と、途中で肩が痛くなって投げられなくなった。お父さんが連れて来られた。私は「こんな部活やめさせなさい」と、「その顧問にまず1,000球投げさせたらいいのではないか」と言ったのだが、その子も次回からの診察には来ていない。これは極端な例と思われるかもしれないが、中学生、高校生の部活に関わるこういう話というのがもうごまんとある。なぜだと思われるか皆さん、事務局いかがか。

【事務局】まず、処分について、「岩手モデル」の中で、その在り方についても含めて検討していくべきではないかというお話をいただいた。前回の会合でも懲戒免職処分についての考え方を御説明させていただいたが、基本的に懲戒処分は法令に基づいて教育委員会が教育委員会の権限として行うべきもので、それは一定の県の処分基準に基づいて行うもので、事実関係は県教委において、小中の事案であれば市町村教委の調査に加えて県教委も調査するということ、その結果を踏まえて処分等行われているということであり、一方で「岩手モデル」の策定についてはこの当委員会に任された仕事で、業務であるので、これはこの委員会の権限として行うと、それについては整理した資料をこれまでも、前々回御説明し、処分と「岩手モデル」の策定は別物ですよということ御説明させていただいたので、この委員会の中で処分の在り方について議論をするということは、申し訳ないが、所管外というふう

に考えているところである。

それから、部活動の在り方について、残念ながらこの事案以降においてもいろんな不適切な事案、被害者様からお話しいただいたような、なかなか児童生徒が声を上げられないような状況下で行われるような不適切な事案というものも残念ながら発生しているというところもお話しいただいた。既に処分も行ったものもある。我々としては、この「岩手モデル」の策定も一つの契機として、さらに現場からそういう教師による体罰、暴言等がない、まさに子供たちの自由な意思に基づいて行われる部活動というものの実現に向けて取り組んでいく必要があると思っているところである。

【被害者】私がお尋ねしているのはそうではなくて、親や子供が声を上げられない、その理由は何だとお考えかと。

【事務局】子供が親御さんや学校の先生に声を上げられないということか。

【被害者】親に、学校の先生にちゃんと言いなさいと。「部活休みなさい」と医者に言われたと、伝えなさいと言っても言えないのである。まれには「診断書を書いてくれ」と言うこともある。何で足が痛くて、部活を休めと言われて、診断書が必要なのか。お分かりにならないか。内申点である、内申点と学校からの推薦、これに影響があることを恐れて親も言えないのである。だから部活動が、以前も申し上げたが、親と子をコントロールするための道具にされているのである。

今お配りしたのは、平成30年の3月、「岩手県の部活動の在り方に関する方針」というもので、令和元年8月に一部改訂され、ある意味ではこれでもう文句のつけようがない、すばらしいものなのだが、これがただの絵に描いた餅にしかかっていないという現実が現場にはある。それをどうしたらいいのだという話なのである。コーチング研修会、それはそれでいいのだが、そんなことよりも皆さん御自身が学校教育の一環とか、部活動の教育的意義とか、そういう幻想から皆さんが解き放たれないと、子供たちの心には、ある意味でゆがんだ影響が及んでしまっているのである。部活動をやりたい者もやりたくない者もいるし、後からやってよかったと考える者もいるし、もう二度とあんな体験はしたくないと思う者もいるのである。

令和2年度から、部活動は一応任意ということになっているが、子供たちが何でやるかという中学生、高校生の子供が一番大事なのは友達だからである、友達と一緒にやりたいから部活を続けたい。ところが、その続けたい部活なのに、こんなつらい思いをしなければいけないと。これを何とか解消するような取組をなされないと、さっきお示しした、在り方に関する方針、指針を変えただけではいい方向には持っていけないというふうに私は思っている。

それから、もう1点、自殺予防援助希求プログラム、これは事務局にこれまで厳しいことを申し上げたが、これは我々被害者、遺族がどうしようもない強い違和感を覚えざるを得ない。到底自殺なんかしそうな子供が何で自分から死を選ぶようなことに追い込まれたのか、あるいは本来だったら防ぐことができたはずのB高

事案がなぜ防げなかったのだと、私は当時の教育委員会、教育長、教育委員の各1人ずつに3回文書を差し上げている。この顧問の暴力性と危険性に対して警告を発しているにもかかわらず、なぜ一度も取り上げられなかったのか。これが追及されなければ、真の再発防止策には到底ならないと、私としてはそのように思っている。これについてフロアの皆さんどうぞ。

【傍聴者】 発言の機会を与えていただきありがとうございます。先ほど事務局がこの会は、教育委員会と専門家と、そして被害者家族と遺族の方々が構成しているというお話であり、それ以外の方は発言権がないというお話であったが、私は一県民ではあり、スポーツ・コンプライアンス・オフィサーという役柄を拝命している。ここにいる誰よりも専門家であると自負しているので、専門家が参加できるということであればぜひ参加したいなと思って聞いていたところである。

先ほど被害者様が話されていたが、岩手県の部活動というのはやはり学校の先生、それから顧問の指導者、すごく威圧的に生徒を管理しているなということを感じている。実は、私も病院に勤務しており、整形外科をやらせていただいているが、日常の診療においてやはり怪我をして来る生徒たちが数多くいる。そこで、少し部活を休みなさいと、あるいはちょっと休養してから、痛みが取れてから、それからまた部活をやればいいのではないかというアドバイスをしても、岩手県の中学生、高校生は、いや、それはできないと、先生には言えないと、休めないという答え、ほぼ全員がそういう答えを返してくる。

今現在岩手県外の病院に勤務しているが、その県では内申点だけでは高校進学が決まらない。内申点が0点でも、試験でいい点数を取れば進学校に進学できるというシステムになっているので、部活動はみんな一生懸命やられるが、岩手県の生徒ほど休めということに対する抵抗はない。進学校に行くような子は、もちろんスポーツも一生懸命やっているが、部活でちょっとけがをして、痛いところがあれば病院に来て素直に医者言うことを聞いて部活を休んでくれると、結果そのほうが早くよくなるし、競技復帰も早い。将来的に大きな障がいも残さないで、そのほうが全然いいのだが、岩手県の子供たちは、先生がそういうふうに言っているのか分からないが、とにかく休ませない、休めないというのが現実にあると思う。

私の息子も中学時代に陸上をやっていたが、けがをして休むと、顧問の先生からは「あいつはサボっている」というようなことをみんなに言われていたと言っている。肉離れを起こして、少しの休養期間を経て、やっとの思いで部活に復帰したが、そのときも痛みがあるから少し歩いて調整したいということを先生に言ったら、「では帰れ」と、帰るわけにもいかないで、みんなと一緒にやっていたら、「ではみんなと一緒に100メートルダッシュを何本かやれ」と、でも痛いから当然できない。そのことを「こいつは勝手なことをやっている、俺の言うことは聞かない、指導に従わない」というようなふうに言われたそうである。多分ほかの生徒たちも同じような状況にあるのかなというのは容易に推察できる。これが岩手県の現状だと思っただいていいと思う。

ここまで、スポーツ・コンプライアンス・オフィサーとして今回の会議を聞いて

いてちょっと気になったことが何点かあるので、今意見を申し上げたい。まず、策定委員会、私は第4回からずっと傍聴しているが、以前に比べて大分よくなっていると思う。当初は、被害生徒の家族や遺族の方々が来ているにもかかわらず、その方たちの話は聞かない、外部委員の先生方が皆さん来ているのにその先生方の話も聞かない、教育委員会としてはこうだ、こうするというような姿勢がすごく強かったが、ここ一、二回は皆さんの意見をよく聞いてディスカッションの時間も長めに取っていると思う。なので、会議としてはいい方向に進んでいるなというふうに思っていた。

その中で、すごくいい内容のことをやっておられるが、それをやるに当たっては例えば再発防止「岩手モデル」策定という中で、いろんな取組をやられているけれども、いざそれを始めたときに実際に現場でそれがなされているのかというのを検証するようなシステムも必要なのかなと思って聞いていたところである。ここで、すごくいいことをつくっても、現場で実際にされていないということはよくあることで、それをどうやって検証していくのかということも考えていく必要があると思う。先ほどの委員さんから出たスマホを使って部活動の問題点、顧問の問題点、そういったものを生徒たちからピックアップしていくという方法はすごくいいかなと思う。

【事務局】すみません、大変恐縮であるが、会場の都合、委員の皆さんのお帰りの時間もあるので、大変恐縮だが、よろしくお願ひしたい。

【傍聴者】承知した。では、次回またお話ししたいと思う。

【事務局】多くの専門家の方々がいらっしゃるの存じ上げているが、この会議は正式に県教委として委嘱をした委員の皆様から御意見を頂戴する場として設定しているの、そこは何とぞ御理解いただきたい。

【被害者】最後に、間違っていたら御容赦いただきたいのだが、外部委員の皆さんの報酬が、政府がいうところの最低賃金にちょっと毛が生えた程度で、これでは私のところのアルバイトと同じか安いかで、また交通費についても乗車券のほうは出るけれども、特急券、指定券は無支給だという話をちょっと聞いているのだが、そうなのか。

【事務局】旅費については特急券分もお支払いしている。

【事務局】御遺族様、被害者生徒の御家族様からの御意見・御質問をこれで終了させていただきます、今後の協議にも生かしてまいりたい。

【委員】先ほどの御遺族の御家族が話されたことで、その場でお話しいただくのは限界があったとしても、事前に議事の中で有用性があることについて、場合によっ

てオブザーバーを招致してその意見を共有するのであれば、大事だと思える事項についてはオブザーバー参加を認めるという、通常の委員会形式だと、検討会だとそうかなと思うのだが、それは閉ざしているわけではないという理解でよろしいのか。御遺族たちはやはりオブザーバー参加されているということによいか。

【事務局】要綱上にオブザーバーというということであらかじめ当方から意見を頂戴したいという方、御遺族様、被害者御家族様はまさにそういうことで毎回御出席いただいているので、当然御発言をいただくということで考えているところであり、委員会として特にこの方のお話を聞きたいのだという決定をするのであれば、そういう方に御発言をお願いするということは要綱上用意してある。

【事務局】次回第8回の策定委員会について、本日の議事での御意見、御要望等を踏まえ、内容を検討したいと考えている。開催日については、委員の方々の御予定をすり合わせて開催日を決定したいと考えており、後日日程の御相談をさせていただく。

閉会

【事務局】以上をもちまして、第7回再発防止「岩手モデル」策定委員会を終了します。お疲れさまでした。